

伊藤（信）分科員 大臣にお伺いしたいと思います。

バブル経済が崩壊してからここ十数年、日本の経済はいろいろな困難に遭遇してきたわけですが、とりわけここ一年の経済状況というのは、その中でも厳しいものがあると思うわけでありますが、その厳しさというものを経済的にどのように、あるいは産業構造的にどのように御認識なさっているか、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

委員御指摘のように、バブル崩壊後、我が国経済は非常に厳しい状況になっておりまして、経済指標にあらわれておりますとおり、ここ一年はあらゆる面で厳しい局面になっております。

例えば、GDPの成長率というのがマイナス、こういう形で厳しいものが出ておりますし、また雇用関係におきまして、最近若干改善はされましたけれども、依然として戦後最悪の完全失業率、こういう形で出ておりますし、また、物づくりの国のこの日本におきまして、例えば設備投資、これも非常に鈍化をしている。さらには、空洞化というようなそういう現象が起こっております、企業の海外移転率というのも、例えばこの五年間を見ますと、この五年でそういう海外移転率というのが非常に、一挙に三〇%になる。

そういうようなことで、今の経済状況というのは、あらゆるそういう指標で見ても非常に厳しいものがありまして、これは私は、経済構造的に見ましても、例えば従来とっていた経済構造といったものが、やはりある意味では耐用年数に来てしまって、そしてグローバル化のこの時代に、ある意味では制度疲労を起こして適合しなくなっているのではないかと考えています。

それから、この失われた十年と言っておりますけれども、一九七三年のあのオイルショックのときに比べますと、あのときには、やはり日本の得意の範疇のイノベーションを起こして空洞化を防いだし、雇用の減少も防いで日本の経済を回復軌道に乗せたのですけれども、この十年、そういったイノベーション、そういうことにもちょっと怠りがあって日本の経済が飛躍できなかった。そういう意味で、経済構造改革的に抜本的な対策を私どもは講じなければならない。そういうことで、経済構造的にも非常に大きな問題があった、それが今の状況に結びついている、このように認識しております。

伊藤（信）分科員 そこで、ここ一年ぐらいになりますと、二つの言葉がマスメディアあるいはいろいろな政府答弁の中でもよく出てくるわけですね。

その一つ目は、デフレという言葉だと思います。それから二つ目は、余り政府答弁の中ではこのワードを避けているようですけれども、不況といいますか、経済状況がよろしくないということなんですけれども、このデフレという概念と、経済状況が、景気が余りよろしくないということの状況の関連性、そして、デフレあるいは景気、下方方向に進んでいるということの関連性についての大臣における御認識をお伺いしたいと思います。

平沼国務大臣 デフレというのは、一般的なことを言わせていただきますと、一般的な物価がずっと下落をしていく、こういうことを私はデフレ、こういうふうに言うと思います。その中で、需給のバランスが、ギャップが崩れまして、そして物価の下落が、一般物価が全部下落していった歯どめがきかない、そういう状況がデフレだと私は思っています。

一方、不況というのは、これは政府においても明確な定義はないわけでありましてけれども、しかし、不況というのは、例えば消費でございましてか生産でございましてか雇用、こういったことをいわゆる内閣でウオッチャーをしております、景気動向指数研究会、こういうのがありまして、そこでウオッチをしております、そこで判断をしていくわけでありまして、ですから、そういう中で今は不況である、こういうことであります。

それで、この相関でありますけれども、このデフレというものが持続をしておりますと、やはり経済というのはずっと縮小をしてきます。そうしますと、あらゆることでこの活力が鈍ってしまって、それがやはり景気の不況という形にあらわれてくる。したがって、今の不況というのは明らかにデフレ要因の不況である、このように私どもは認識しています。

伊藤（信）分科員 デフレというものが不況の主たる要因であるという御認識が大臣の方におありになるということでございますけれども、そういたしますと、このデフレというものを何としても克服しないと、現下の厳しい経済状況を克服できないという論理的な帰結になるわけですが、政府の発表しておりますデフレ対策を見ますと、どうも財金寄りといいますが、不良債権問題を中心になされておるようで、本来の需給ギャップの問題であるとか、あるいは海外の生産コストが非常に低いというそちらの要因、そしてまた、起業家意欲を非常に促進する、そういった面に対して必ずしも十分な政策がとられていないというような印象を私は受けるわけですが、経済産業省として、これからどのようなデフレ対策というものを御推進するお考えか、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。

平沼国務大臣 今委員が御指摘のことは、不良債権処理、それだけでは日本の経済の活性化、再生がなかなか難しいんじゃないか、こういう御指摘だと思います。

いわゆるバブルが崩壊をいたしました、その間、日本は、ある意味では相当財政出動をして積極的なことをしてきました。しかし、結果的にはなかなか景気回復にそれがつながらなかった、こういう背景があります。

それを分析してみますと、やはりこの不良債権という問題があらゆることで手かせ足かせになっている。したがって、やはりここでその手かせ足かせになっている不良債権の処理を抜本的にしなきゃいけない、これが小泉内閣の基本方針でありまして、したがって、不良債権処理なくして景気回復はない、こういう言葉で、今不良債権の特別検査等を含めて一生懸命やっているところであります。したがって、私どもも、認識といたしましては、この不良債権の処理というものをまず第一にやるのが今までの経験に照らして必要なことだと思っております。

しかし、さはさりながら、人間の体に例えてみますと、例えば胃潰瘍があって出血をしている、そのときに血をとめるということは非常に大事ですけれども、同時に、全体を回復させるために栄養を補給したり、それから体力を回復させる、そういう面の積極的なこともやはり必要だと。

そういう中で、限られた一つの予算でありますけれども、その予算の中で、足元の例えば雇用、そういうものに着目をして、いかに雇用を回復するか、あるいは中小企業に対していかにセーフティーネットを張るか。それは、ぎりぎりの中で、三十兆円の枠がありますけれども、一次補正、二次補正やりまして、そして今、十四年度予算を御審議いただいておりますけれども、その中で目いっぱいやっていこう、こういうことです。

そして、経済産業省といたしましては、やはり構造的な改革を進めていかなきゃいけない、そういうことで、実は一昨年十二月に、対策として、経済の構造改革という形で、構造改革をすることによって、先ほど触れましたように、日本の経済の構造改革をしながらやっぱりパワーをつけていかなきゃいけない、こういうことで、二百六十項目、これを全部出しまして、そして、今ドッグイヤーと言われていて月日のたつのが早いわけですから、そういう意味では半分の百三十はとにかく五年以内にやらなきゃいけない。しかし、それでも、ドッグイヤーなんだからということで、二百六十のうちの百は一年以内にやろう、こういう目標を立ててこれは全部完了いたしました。そして、残りのものについても三年以内にすべて完了しよう、こういう形で構造改革をやっています。

それから、先ほどこちょっと触れましたけれども、日本の企業の九九・七%は中小零細企業であります。そこに、意欲があって潜在性のあるそういう中小企業に対しては、こういう厳しい状況の中で、やはり活動を活発にするような政策をしなければいけないという形で、セーフティーネットという形で、雇用とあわせてきめ細かいそういう制度をつくりました。

それで、厳しい財政状況だったのですけれども、第一次補正予算でも一千四百億計上しまして、そういう企業に対する今の厳しい中で、いわゆるセーフティーネット保証・貸し付けというのを充実しました。それからさらに、中長期的には、経済を活性化させるという形で、新規産業を、新規企業を起こすということもやっていけば、それが最終的には、七三年代の、新しい企業が創出してイノベーションを起こして日本の経済が復調した、こういうことにつながってくるわけですから、これも秋の臨時国会で新しい法律を、全党賛成をしていただきまして、新しい新規の企業が誕生しやすいような法律をつくりました。

ですから、新規開業者に対しましては、個人保証もなしで、無担保無保証で、そして事業計画に着目をして開業資金を貸し付ける、こういう制度が生きてくれば、例えば、今十八万社しかこの新規の企業というのは誕生しておりませんが、これを倍増させることによって、新しい雇用そして新しい経済活動が起こってくる、こういうこともやらせていただきました。

また、もう一方において、デフレの要因になっている一つですけれども、空洞化という現象があります。この空洞化というものに対しても、やはり一歩ずつ先に、日本は産業技術がありますから、そういった形でイノベーションを起こして、そして地域の経済も活性化していかなきゃいけない。その中には、産学官の連携の地域産業クラ

スター計画、こういうのをつくりまして、お地元でもその展開をしておりますけれども、今全国十九カ所で百五十の大学が参画をして、三千の企業が参画する、こういうことにやはり傾斜配分することによって、構造的に変えながら、そして今の厳しいそういう状況の中ででき得る限りのことをしていく、私どもは、そういった対策、そういうものを総合的にとっていくことが御質問のことにお答えすることになる、こういうことでやっておるわけです。

伊藤（信）分科員 大臣がおっしゃられるように、産業クラスターの考え、あるいは地域経済の活性化、そして日本の経済産業の大部分を支えております中小企業へのセーフティーネット、これはそれぞれ大事だと思います。

私が思うのは、構造改革をするときに一番大事なものは、やはり意識の改革あるいは価値観の変容、別の言い方をすればパラダイムシフトだろうと思うんですね。その中で、私がもう一つはっきりしないのは、どうも旧来のパラダイムという上に乗った延長線上に現在の産業政策がとられている部分がまだ残っていないかということだろうと思うんです。

中国と日本の賃金格差を見ても約三十二倍ございますね。そうすると、旧来の熟練した人が質のいいものをつくるという労働集約型、あるいは、そういう応用技術力というところで国際競争をするということは、やはりだんだん困難になってくるというのが今の国際経済の中での現況だろうと思うんです。

そうしますと、日本としては、どうしても創造的知識集約産業という方向に軸足を移していくという意味の構造改革が必要だと思うんですね。そうなっていくと、中小企業へのセーフティーネットも、つなぎ資金を出すという意味のセーフネットよりも、中小企業が二十世紀に向かって創造的知識集約産業に移行できるという意味でのポジティブなセーフネットをつくっていくということが必要だと思うんですね。

最近、私もいろいろな方と話して、やはり特に中小企業の経営者から言われることは、確かに政府ではそういういろいろな施策が講じられていますが、現実の問題として、多くの中小企業が金融機関からの貸し渋りあるいは貸しはがしに遭って大変苦しんでいる。その原因はいろいろあるんですけども、これはやはり金融機関自体の構造改革、意識改革がなされていないからだろうということもあると思うんです。

従来、日本の金融機関はどうしても物的な担保、特に土地を中心とする担保というものを中心に査定を行って融資を行ってきたわけですね。新パラダイムにおいてはそれでは対応できないだろうと私は思うんです。

私もベンチャーの経験があるわけですが、要するに、ベンチャーがお金をアーリーステージにインベストする場合は、大体三つの要素、土地もありませんし、前年度の売り上げもありませんし、従業員もゼロなわけですから、そうすると、一つはビジネスプラン、経営計画ですね、五年間ぐらいの。それからもう一つは、CEOとかCFO、CTOの資質なりバックグラウンド、あるいは過去の履歴だと思うんですね。それから三つ目は、その会社の持っている知的所有権なり知的な財産のマーケットピリティーといいますが、市場獲得性、そういったものを中心に投資したり融資したりするわけです。

ところが、翻って現在の日本の金融機関の現状を見ても、金融機関の職員にそういうポジティブな査定能力がない。そのことによって、せっかく中小企業が未来

に向けたポテンシャルを持ってもフィージビリティに高めていくことができないというようなことがあって、今大臣がおっしゃったように、せっかく今日本の経済を支えて、まだ可能性のある中小企業が、どうも物的な担保がないというそれだけの理由で貸し渋りあるいは追加担保を要求されたり、それができない場合は貸しはがしが起きる、こういう現状があるわけですけれども、この件について大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

古屋副大臣 今委員御指摘の点、私ももっともである、なるほどそのとおりであるというふうに認識をいたしております。

今大臣から総括的な答弁をいただきまして、その中に幾つかお答えも入っておりますけれども、まず貸し渋り対策でございますが、私どもも定期的に各地域の経済産業局に詳細な調査をさせています。その結果、平成十年の貸し渋りに匹敵するような相当厳しい状況であります。幾つか要因がありまして、例えば、マニュアルがあってもそのとおりに対応していない、中小企業の配慮条項があるけれども実際にはそういうふうに現場の窓口までは徹していない等々いろいろな要因があります。

そこで、我々としては、経済産業省としては、そういったセーフティーネットと、もう一方では、今御指摘のありました先端企業あるいは新しく企業を起こすための政策、やはり両方、両ウイングをしっかりと対応していくということが重要だと思っております、まず、その左側のウイングの貸し渋り対策につきましては、去年の補正等々で二千五百億円を計上させていただきましたし、また保証・信用の充実もさせていただきました。

今般、二月の二十七日に貸し渋り対策の発表をいたしました。これは第一弾ということでもありますけれども、私ども、現在の環境下、特に新たな財政出動がないという状況の中で、最大限の努力をして知恵を絞って考えさせていただいたのは、まず一点が、昨年十二月にスタートいたしました売り掛け債権を担保にして保証をつけて、それを担保にする、これがスタートしたわけですが、現実には、制度がうまく運用されれば大変私は効果があると思うんですが、千百件ぐらいの相談があったわけですが、現実に申し込みは百二十件弱、そして実際に承認されたのが二十数件ということで、まだほとんど定着をしていないということでもあります。

これは、定着をさせるために、例えば今以上に商工会あるいは商工会議所等々の関係機関を通じてPRをする、そして金融機関に対しても、なかなか商慣習としてこういうことをやるという実態がありませんので、その辺もしっかり協力要請をする、パンフレットも二百万部つくるといようなことで対応させていただいております。

それからもう一つ、中小企業が振り出す例えば地方公共団体あるいは国向けの売り掛け債権が、譲渡禁止特約がついておりまして、この譲渡禁止特約を解除するとやはり相当流通する可能性がありますので、今関係省庁にそのお願いを実はさせていただいております。

それから、あとは商工中金の新たな融資、これも別枠で三千万円、これは無担保で第三者保証を必要としない、こういうようなものを新たに創設をさせていただく。

それから保証も、今までは前年度比一〇％売り上げ減でないと対応できないんですね。これはある意味で条件が厳しいものですから、それを緩和をしてマイナス五％にしていくとか、それから、特別保証を既に去年の三月三十一日で打ち切りましたけれ

ども、今はその返済をしている状況でございまして、特に大型倒産であるとか、あるいはBSEといったような突発的な問題で返済が厳しいというところに対しては、そういった突発条項という前提があれば、申し出があれば、原則としてすべて返済条件の変更に応じていくというようなことも対応していきたいと思っております。

これはあくまでもそういった対処措置というか、セーフティーネットでありまして、今委員御指摘のように、それだけでは日本の経済は活性化いたしませんので、一方では、新たな企業を立ち上げるときに、やはり融資、投資というものをしていかなきゃいけない。残念ながら日本の今のベンチャー企業はアメリカと比べて二十分の一ぐらいでありまして、特に初期の投資というのはほとんどないということでありまして。そういったことに対しても、徐々にではあります、私どもも対応していきたいと思っております。

具体的には、平成十四年度の予算で、新規創業するときの支援等々も、今大臣からも若干答弁ございましたけれども、対応させていただいております。

それから、これからは物の担保ではなくて、やはり事業内容を担保にする。このためにはそのリスクというものを十分判断していかなきゃいけないということがありますので、今そういった場合のリスクがどういう状況になっているかというものをずっとデータベースを集めておりまして、そのデータベースを活用して、金融機関あるいは公的金融機関等々を含めて、そういうのに活用していただくということによって立ち上げがしやすいようにしていく。一方では、例えば間接金融だけではなくて、直接金融もやりやすい環境をつくり上げていく、こういうことも必要だと思っております。

平沼大臣が、十八万社創業をしているけれども、まだ百八万人ですかね、創業した人がある、しかし、現実には十八万社だということでありまして、それを、平沼プランの中にも創業倍増計画というものを立てておりますので、我々も、新たな分野へ挑戦するやる気のある若い人たちが堂々と挑戦できるような環境をつくり上げていきたい。

そしてもう一つは、小泉総理も昨年の臨時国会でも主張いたしておりましたけれども、やはり再挑戦できる社会、今、個人保証というのを全部とっておりますので、これですと当然、もうすべて身ぐるみはがされてしまうということでありまして。

現にアメリカのベンチャーキャピタリストなんかは、一回失敗して、しかしそこで学習効果を得て二回目にチャレンジしている人の方にむしろ資金が集まるという傾向があるというふうに聞いております。私どももそういう環境も整備をしていく必要がある、こんなふうに思っております。

伊藤（信）分科員 副大臣から、幾つかの質問、予想される質問にまとめてお答えいただいたので少し先の方に進みたいと思うわけですが、ベンチャーの育たない理由の、金融面については今お話しいただいたので、今度は能力の問題という点についてお伺いしたいと思うんです。

経営者の能力をどう判断するか、それから、今リスクというものをどう計算するかという話になりましたけれども、金融の方からもう一度先に申し上げれば、やはり金融も、一律に中小企業とか一律にベンチャーというふうに扱うのではなくて、やはり業種業態によってそのリスクのあり方、経営の判断の適切さの基準というのは違うわけですね。そうすると、やはりその育て方においても、それからセーフネットにおい

ても、それぞれの産業分野に応じたきめ細かな施策というものが私は必要だと思うんですけども、現在必ずしもそういうところが十分ではないように思われますので、ぜひ経済産業省の方でお進めいただけるとありがたいというふうに考えております。

それと、もう一つは、これも言い古されたことですがけれども、大学を中心とする研究機関の知的な可能性あるいは知的財産というものが必ずしも十分に経済あるいは産業化のために図られていない。これはいろいろ文部科学省的な問題もありますし、経済産業省的な問題もあると思いますが、この連携をこれから機動的、ダイナミックに図っていくためにはどのような考え方、施策が進められるか、これについてお伺いしたいと思います。

古屋副大臣 委員御指摘のように、新たな産業を創生していくためには、やはり大学の持っているノウハウ、技術というものをいかに産業に効果的にそして速やかに転用していくか、これは極めて重要な問題でございます。我々そのために例えばTLOを積極的につくっております。今既に二十六のTLOを承認いたしまして、大学から産業界への技術移転というものを推進している。これはある意味で立ち上がったところでございますので、やはりこれが全国でたくさん、同時多発的に生まれてくれば相当な効果があると思っております。

例えば、先ほど大臣から指摘のありました地域産業クラスター計画、これも産学官連携であります。そして、その地域の持つ特別な技術あるいは特徴ある技術を大学のシーズを活用してさらに先鋭化させて、一方では起業家精神、経営者マインドというものを育てて企業をつくっていく、これも私は一つの大きなインパクトになるのではないかなというふうに思っております。

また、大学のそういった研究能力を活用して、平成十四年度から、産学が連携して実用化研究開発を行う場合の国からの研究資金の助成事業というものも始めておりますし、また、起業家人材の育成事業、それから創業に対する法務、財務等の経営面での支援等も立ち上げまして、産学の連携をさらに促進するというのを我々も推進していきたいと思っております。

いずれにしても、こういった場合、例えば文部省初めほかの役所も関係をしてきますので、そういう関係省庁の有機的な連携というのは極めて大切だと思いますので、私ども、各地域に経済産業局がございますので、そういったところを結節点にしながら、地域の連携、そして関係省庁との連携というものを図りながら、この大学の技術というものをしっかり活用していくというようなことを目指していきたいと思っております。

伊藤（信）分科員 ぜひ、ダイナミックな役所である経済産業省が、日本の産業の活性化のためにリーダーシップを発揮して、日本の産業力がこれから充実するように進めていただきたい。

その中で、前段に述べましたように、もう一つの縦割りである一次産業、二次産業、三次産業というその区分けも私は少し陳腐化しているんだろうと思うんです。ですから、産業クラスターを考える場合も、そういう縦割りではなくて、むしろ水平的なネットワークというものを重要視してお進めいただくことを望みたいと思います。

質問時間が終わりましたので最後の一問だけにしたいと思います、WTOの交渉

というものは、非常にいろいろな意味で複雑性あるいは政治的な葛藤があるわけですが、その中において比較的国際競争力が低いと言われている一次産業や二次産業の一部の問題と、それから二次産業、三次産業の中で特に競争力のある部分、これの交渉における優先順位、国内産業あるいは国内経済の保護育成という観点からどのようなバランスなり考え方でお進めになるのか、大臣にお伺いしたいと思います。

平沼国務大臣 WTOというのは、やはり世界の自由貿易体制を担保する非常に重要な機関だと思っております。

御承知のように、シアトルでは失敗をいたしまして、二年の空白でそれぞれの国が努力して、昨年カタルのドーハで、二〇〇五年の一月一日、新ラウンドを立ち上げる、こういう合意ができたことは非常にいいことだと思っております。

今回、中国も台湾も入りまして、加盟がたしか百四十四カ国。ですから、御指摘のように、一次産業だけの国でありますとか、あるいは先進国、これはみんなまじっているわけであります。そういう中で整合性をいかに求めていくか、こういうことでございまして、我が国といたしましては、やはり通商の国でございますので、投資をいかに円滑化するか、投資ルールの拡大という形でやる。それから、特にアジアやアフリカ各国というのは非常に関税が高いわけで、これが非常に大きな障壁になってますから、やはり関税をいかに下げて世界に壁をなくすか、こういうこともそれぞれの国がこれから議論をして決めていくわけですが、大きな方向はそうなっています。

それから、貿易立国の日本にとっては、アンチダンピングというものを乱発されますと、これまたやはり自由貿易の非常に大きな障害になる。ですから、そこも一つ主要なテーマとして盛り込むことができました。

そういうことはこれから新ラウンドの中でやっていかなきゃいけませんけれども、おっしゃるように、日本が比較的競争力のない農業の問題、こういった問題に関しても、カタルのドーハでは、やはり農業の多面的な機能というものに着目して、ただ一時的な、そういう一元的なものじゃなくて、多面的な機能というものに着目をしてこれから議論をして、そして、二十一世紀というのはやはりある意味では人口爆発、食料の危機、そういう時代でありますから、そういうことも含めて、多面的な機能に着目をして検討していこう、こういう一つの素地ができております。

そういう中で、私どもは、一次産業を含め、また弱い二次産業、そういう中でやはり障壁を除いてやっていく、こういう形で、世界の自由貿易体制をつくるために、これから、そういうことも含めて、総合的に新ラウンドの立ち上げの中で生かしていきたい、こういう基本姿勢で臨んでいきたい、このように思っています。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。これで質疑は終わります。